

木曾広域消防本部行動計画（平成 29 年 4 月 1 日）を、次のとおり改正する。

## 木曾広域消防本部における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和元年 5 月 1 日

木曾広域消防本部消防長

木曾広域消防本部（以下、「当消防本部」という。）における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下、「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、木曾広域消防本部消防長が策定する特定事業主行動計画である。

### 1 計画期間

本計画の期間は、令和元年 5 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 5 年間とし、社会情勢の変化や国の制度改正等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

### 2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

当消防本部では、組織全体で継続的に女性職員の採用を推進するため、消防次長等を構成員とした検討委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の検証等を行うこととする。

### 3 女性職員の活躍の推進に向けた目標について

#### (1) 女性職員の活躍に関する状況把握

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、当消防本部における、改善すべき事情について分析を行った。

ア 採用職員に占める女性職員の割合（平成 31 年度）

(ア) 採用職員の女性割合 3 名中 0 名

(イ) 受験者数における女性の割合 10 名中 0 名

(ウ) 全職員に占める女性職員割合 67 名中 0 名

イ 育児休業取得率及び平均取得期間（平成 30 年中）

男性職員の育児休業取得率 0% 平均取得期間 0 日（65 名）

ウ 勤務時間関係について（平成 30 年度）

職員の月平均の時間外勤務時間

男性（51 名）1 人あたり平均時間 月 19.7 時間

エ 男性職員の配偶者出産特別休暇取得率及び平均取得日数（平成 30 年中）

男性職員の休暇取得率 100% 平均取得日数 2 日

オ 消防庁舎等職場環境や施設の整備

平成 31 年 4 月 1 日現在、女性専用のトイレは整備されているが、女性専用の浴室（洗濯場含む）や仮眠室は整備されていない。

(2) 女性職員の活躍の推進に向けた目標

総務省消防庁は、平成 27 年 7 月 29 日付消防消第 149 号通知により、「消防全体として、消防吏員に占める女性消防吏員の全国の比率を、令和 8 年度当初までに 5%に引き上げることを共通目標とする。」としていることから、この共通目標の達成に向け、各消防本部においては本部ごとの実情に応じながら、数値目標を設定した上で、計画的な増員に取り組むこととしている。

また【目標設定の目安】において、「平成 27 年 4 月 1 日現在、女性消防吏員がゼロの消防本部については、これを早期に解消するとともに、可能な限り速やかに複数人を確保すること。」としている。当消防本部はこの「平成 27 年 4 月 1 日現在、女性消防吏員がゼロの消防本部」に該当するものである。

これを踏まえ、当消防本部においても、積極的に女性消防吏員の採用に取組み、次のとおり目標を設定する。

ア 女性消防吏員の採用目標について

消防吏員に占める女性消防吏員の割合を 5%に近づける。

イ 育児休業取得目標について

育児休業の制度利用可能な男性職員の取得を促進する。

ウ 男性職員の配偶者出産に係る特別休暇取得目標について

男性職員の配偶者出産特別休暇の取得促進を図るため、当該休暇取得率を 100%とする。

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

上記 3 で掲げた目標達成に向け、次に掲げる取り組みを実施継続する。

(1) 女性消防吏員の採用について（平成 29 年度から継続）

消防吏員採用試験を女性が受験しやすい環境や広報等について研究・検討する。

(2) 育児休業取得について（平成 29 年度から継続）

職員に対して育児休業に関する情報提供を行い、取得可能な環境整備や取得促進を実施する。

(3) 男性職員の配偶者出産特別休暇取得について（平成 29 年度から継続）

職員に対して特別休暇に関する情報提供を行い、取得可能な環境整備や取得促進を実施する。